

大阪市工業用水道
特定運営事業等

募集要項

令和2年10月
大阪市

はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、市の給水区域[※]において、経営の持続性を確保しながら、地盤沈下対策及び産業活動の基盤として工業用水を安定して供給するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営権制度の活用による大阪市工業用水道特定運営事業（以下「本運営事業」という。）及び本運営事業に合わせて任意に実施する事業を一体として行う大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定することを計画している。

市は、本事業の実施にあたり、優先交渉権者（2以上の法人から構成される民間事業者の、当該構成員全員の総称。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、公共施設等運営権者（PFI法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに「大阪市工業用水道特定運営事業等公共施設等運営権実施契約」（以下「実施契約」という。）を締結する。

「大阪市工業用水道特定運営事業等募集要項」（以下「本募集要項」という。）は、公募型プロポーザル方式による本事業の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用し、また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束する。

なお、市は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項について、実施契約書等に定めることがある。

※給水区域とは、工業用水法施行令（昭和32年政令第142号）別記第4号で定める地域であり、都島区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、西成区、北区（大阪市道豊崎鷺洲線との交会点以東の大阪市道大阪環状線及び大阪市道豊崎鷺洲線以北の地域並びに大阪市道豊崎鷺洲線、大阪市道梅田貨物駅西横線及び福島区との境界線で囲まれた地域に限る。）、生野区（平野川以東の地域に限る。）、住之江区（一般国道26号線以西の地域に限る。）、東住吉区（一般国道25号線以北の地域に限る。）及び平野区（平野川との交会点以西の一般国道25号線及びその交会点以東の平野川以北の地域並びに加美西2丁目のうち平野川以南の地域に限る。）をいう。

目次

第1	公募の概要	1
1	公共施設等の管理者の名称	1
2	担当部局	1
3	募集要項等	1
第2	事業内容に関する事項	3
1	事業名称	3
2	事業の背景・目的	3
	(1) 背景	3
	(2) 目的	4
3	運営権者に求める基本方針	4
4	本事業の実施にあたって想定される関係法令等	5
5	本運営事業の対象となる施設	5
6	事業方式	6
7	事業の範囲	6
	(1) 特定事業	6
	(2) 附帯事業	9
	(3) 任意事業	10
8	事業期間・運営権の存続期間	10
	(1) 本事業期間	10
	(2) 本事業期間の延長	10
	(3) 運営権の存続期間	11
	(4) 本事業期間終了時の取扱い	11
9	運営権者が受領する権利及び資産等	12
	(1) 運営権者が受領する権利等	12
	(2) 運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約を締結し受領する権利等	12
10	市職員の派遣要請	13
11	本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	13
12	市が実施している業務との連携	13
13	更新等を行った施設の所有	13
第3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	14
1	事業者選定のスケジュール等	14
2	公募手続き等	15
	(1) 募集要項等に関する説明会	15
	(2) 募集要項等に対する質問等の受付	15

(3) 資格審査.....	17
(4) 競争的対話等の実施.....	17
(5) 事業提案審査.....	18
3 応募者の参加資格要件.....	18
(1) 応募者の構成.....	18
(2) 参加資格.....	19
4 優先交渉権者の選定手続き.....	22
(1) 募集及び選定方法.....	22
(2) 審査体制.....	22
(3) 審査方法.....	23
(4) 審査結果の公表.....	23
(5) 特定事業の選定の取消し等.....	23
5 優先交渉権者選定後の手続き.....	23
(1) 基本協定の締結.....	23
(2) S P C の設立.....	24
(3) 事業計画書（素案）の提出.....	24
(4) 供給規程の作成.....	24
(5) 準備行為.....	24
(6) 運営権の設定に関する議案提出、登録.....	24
(7) 実施契約の締結.....	25
(8) 事業許可の取得.....	25
(9) 供給規程認可の取得.....	25
(10) 譲渡又は貸与対象資産等の授受.....	25
(11) 給水契約の承継.....	26
(12) 事業の開始.....	26
6 応募に関する留意事項.....	26
(1) 応募の前提.....	26
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与.....	27
(3) 応募者の提案書類.....	28
(4) 市からの提供資料の取扱い.....	29
(5) 応募の無効.....	29
第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項... 30	30
1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担.....	30
2 対象業務における要求水準.....	30
3 利用料金及び運営権対価に関する事項.....	30
(1) 利用料金等の考え方.....	30
(2) 利用料金及び運営権対価の設定及び提案.....	30

4	事業の費用負担に関する事項	32
(1)	運営権者が実施する本事業に要する費用	32
(2)	20条負担金	33
(3)	運営権を設定しない施設等に関する費用	33
5	事業の実施状況のモニタリング	33
第5	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	34
1	公共施設の内容	34
(1)	運営権設定対象施設の立地に関する事項	34
(2)	運営権設定対象施設の規模に関する事項	34
2	土地の使用に関する事項	35

第1 公募の概要

1 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 河谷 幸生

2 担当部局

大阪市水道局総務部経営改革課（以下「担当部局」という。）

住所：〒559-8558

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

TEL：06-6616-7079

FAX：06-6616-5409

Mail：osaka_water_pfi@suido.city.osaka.jp

本公募において担当部局の行う事務に関し、以下のとおりアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置くこととし、必要な助言を求める。

- 有限責任あずさ監査法人
- 弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所
- 株式会社東京設計事務所

3 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、(1)から(9)までの書類（これらに補足資料、市ホームページへの掲載等により公表したこれらに対する質問回答書（ただし、「大阪市工業用水道特定運営事業等実施方針（令和2年4月15日公表。以下「実施方針」という。）」等に対する質問・意見への回答及び開示資料（令和2年6月）に対する質問・意見への回答は含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

(1)から(9)までの書類は、資格審査に係る審査書類（以下「資格審査書類」という。）及び事業提案審査に係る審査書類（以下「事業提案審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するにあたっての前提条件であり、(1)から(6)までの書類は、実施契約締結

時に契約関係当事者を拘束するものとする。(6)及び(9)の資料については、本公募の各段階に応じて貸与する予定である(第3-6-(2)参照)。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する(1)から(9)までの書類以外の補足資料についても募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料(ただし、その他参考資料に該当する資料を除く。)も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- (1) 大阪市工業用水道特定運営事業等募集要項
- (2) 大阪市工業用水道特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書(案)(以下「実施契約書(案)」という。)
- (3) 大阪市工業用水道特定運営事業等基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)
- (4) 大阪市工業用水道特定運営事業等要求水準書(案)(以下「要求水準書(案)」という。)
- (5) 大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画(案)(以下「モニタリング計画(案)」という。)
- (6) 関連資料集
- (7) 大阪市工業用水道特定運営事業等優先交渉権者選定基準(以下「優先交渉権者選定基準」という。)
- (8) 大阪市工業用水道特定運営事業等提案書作成要領及び様式集(以下「作成要領及び様式集」という。)
- (9) その他参考資料

今後、募集要項等の変更が必要となった場合、市は、募集要項等の改訂版を公表する。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

大阪市工業用水道特定運営事業等

2 事業の背景・目的

(1) 背景

市は、昭和初期からの工業発展に伴う地下水の過剰汲み上げが原因となって、西大阪地域を中心に地盤沈下が進行し、台風時には高潮で大きな浸水被害を受ける等したため、昭和29年に地下水の代替水を供給する目的で工業用水道による給水を開始した。

昭和31年の工業用水法（昭和31年法律第146号）制定による工業用地下水の汲み上げ規制以降、約58万 m^3 /日の施設能力を有するに至るまで、産業活動を支える水インフラとしての役割も担いつつ工業用水道事業を拡張し、昭和45年には過去最大となる1日最大給水量約47万 m^3 を記録した。

しかしながら、昭和48年の石油危機による景気後退を契機として、社会情勢や産業構造の変化により給水量が減少の一途を辿り、平成20年のリーマン・ショック以降の急速な景気悪化の影響や利用者における水の合理的利用の進展によって水需要及び給水収益は減少し続けている。

市は、その間、浄水場の段階的な縮小及び廃止、上水道との一元的な運用による浄水場及び配水場（以下「浄配水場」という。）の運転効率化、工業用水道メーターの自動検針導入、職員数の削減等、多様な経営改善方策に取り組み、平成19年度以降、経常黒字を確保しているが、現在の水需要の続落傾向や、多量使用の利用者の使用中止による収益悪化のリスク等を勘案すると、予断を許さない経営状況にある。

これに対応するため、市が策定した「大阪市水道経営戦略2018－2027 工業用水道事業編」（以下「経営戦略」という。）では、「健全性・安全性」、「生産性・効率性」、「施設の現況」それぞれの視点から、客観的な経営指標による分析、評価を行うとともに、内部環境（強み、弱み）及び外部環境（機会、脅威）に分類した「SWOT分析」により、脅威に備え、弱みを解消するための3つの経営取組課題として、「給水収益の減少」、「収支バランスの改善」、「老朽化による更新需要の増大」を、機会を捉え、強みを活かすための2つの経営取組課題として、「水道事業から

のバックアップ」、「官民連携の推進」を抽出した。

また、大阪市域では、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催やI Rの誘致をはじめ、大阪の都市魅力向上に向けたインフラ施設や都市機能のさらなる充実、強化が進められている等、工業用水道事業にとっての好機が到来しており、今後は、民間的発想に立ったプラス思考の経営方針も求められるところとなっている。

市は、これらの課題に対処すべく、平成31年2月に公表した「大阪市工業用水道事業への公共施設等運営権制度活用について－導入可能性調査の実施－」において、公共施設等運営権制度の活用に係る基本的な考えを示し、実現に向けた詳細検討を進めてきた。

そして、市は、令和2年2月に実施方針（案）を公表し、大阪市議会（以下「市議会」という。）等での議論を経て、大阪市工業用水道施設運営事業に係る実施方針に関する条例（令和2年大阪市条例第40号）が同年3月に施行されたことを受け、P F I法第5条第1項の規定に基づき、実施方針を策定し、同年4月に公表した。

（2）目的

本事業は、市が策定した「経営戦略」で抽出した5つの経営取組課題において、民間事業者の経営ノウハウや先進技術、創意工夫を最大限に活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を可能とする抜本的な経営改革を推進することにより、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造を実現しつつ、市域の産業活動を支える水インフラとして、安定した水質、豊富な水量、低廉な価格により、その役割を担い続けていくことを目的として実施する。

また、その際には、市が描く工業用水道事業経営の将来像に関する複数のシナリオに対し、その時々状況に応じて、これを弾力的に選択できるよう、市との情報共有や協議を行いつつ、効率的かつ最適な施設配置に向けた事業の推進を図るものとする。

3 運営権者に求める基本方針

2に掲げる市の目的を達成するため、本事業をより適切に執行するにあたり、市が運営権者に遵守を求める、本事業の運営上最も重要と考える基本方針を以下に示す。

- （1）工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「事業法」という。）第2条第5項に規定する工業用水道事業者として、関係法令及び市が求める要求水準を満足し、本事業の公共性と経営の合理性に配慮しつつ、事業法第1条の目的を達成すること。

(2) 市が策定した「経営戦略」の内容を十分に理解し、以下の項目について民間の経営及び技術ノウハウを発揮しつつ、市が平成19年度以降取り組んできた実績と同等以上の水準による安定した事業経営を行うこと。

ア 日常の安定供給に重点を置いた状態監視保全に基づく老朽化対策を施設のアセットマネジメント方針とし、施設の更新や維持修繕にあたっては、給水区域別の利用者の分布状況や水需要動向、施設の立地特性等を総合的に勘案しつつ、効率的で収益性の高い戦略的な投資水準とすること。

イ 特に、管路については、漏水事故の未然防止と長寿命化を主眼とした、先進的な状態監視保全システムを構築するとともに、漏水事故発生時において、断水に伴う事業継続への支障や道路冠水等著しい社会的影響が懸念される老朽管を更新する場合には、資本費を抑制する費用対効果の高い管材料や工法等を柔軟に採用すること。

(3) 大阪におけるまちづくりや産業振興の動向と連動した利用者のニーズを把握し、価格弾力性に着目した給水収益の増大や安定確保の観点から、利用者にとってインセンティブの高い料金オプションの設定について検討・実施するとともに、新たな発想によるサービスや付加価値の創出、新規需要の開拓等に向けた積極的かつ戦略的な広報・営業活動を行うことにより、収益性の向上を図ること。

(4) 適切な内部統制体制を構築することによって、透明性と公正性が高く、コーポレートガバナンスと企業倫理に優れた健全な事業経営を行うこと。

4 本事業の実施にあたって想定される関係法令等

本事業の実施にあたっては、PFI法のほか、要求水準書（案）別添に掲げる関連の各種法令等によることとする。

5 本運営事業の対象となる施設

本運営事業の対象となる施設の範囲は、事業法に基づく市工業用水道事業の事業用資産の総体とし、運営権を設定する施設は、事業用資産の総体のうち、市水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除き、本事業の事業期間（以下「本事業期

間」という。)中に市が更新又は改造(以下「更新等」という。)した施設を含む。
(以下「運営権設定対象施設」という。)

6 事業方式

本運営事業は、P F I 法第16条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、当該施設の運営等を行う公共施設等運営事業(P F I 法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。)とする。

7 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。なお、運営権者は、本事業遂行のため、事業法第3条第2項に基づき、工業用水道事業の許可を取得しなければならない。

運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、市と運営権者で締結する実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

市が想定する、当該業務を行ううえで運営権者が遵守すべき制限及び手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書(案)及び実施契約書(案)において示すとおりである。

(1) 特定事業

本運営事業として、実施することを義務付ける業務であり、具体的な業務は、アからオまでのとおりである。

ア 工業用水の供給及び経営等に関する業務

(ア) 工業用水の供給に関する業務

- ・工業用水道事業許可の取得
- ・工業用水の供給
- ・供給規程の作成
- ・利用料金の設定
- ・供給規程認可の取得等
- ・所管省庁との連絡調整

(イ) 経営に関する業務

- ・事業計画書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・実施体制の構築

- ・財務管理
- ・セルフモニタリング
- ・内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備、運用
- ・新技術の研究開発、導入
- (ウ) 本事業全般の運営に係る業務
 - ・地域との共生
 - ・環境対策
 - ・情報管理
 - ・文書の保管
 - ・市所管業務等への協力及び協同

イ 浄水場及び配水場の管理運営に関する業務

- (ア) 施設管理
 - ・施設管理計画の策定
 - ・施設整備
 - ・維持管理
- (イ) 運転管理
 - ・運転管理計画の策定等
 - ・日常点検
 - ・取水口の運転管理
 - ・沈砂池の運転管理
 - ・凝集沈澱池の運転管理
 - ・薬品類の管理
 - ・配水量、配水吐出圧の管理
 - ・水利使用許可に伴う対応
 - ・水道事業からのバックアップ対応
 - ・運転管理システムの構築
- (ウ) 水質管理
 - ・原水、浄水の水質管理
 - ・水質の測定、記録
 - ・浄水処理過程における処理効果の確認
 - ・原水水質の監視

- ・外部機関との技術協力
- ・水質相談対応

なお、運転管理及び水質管理業務については、市水道事業の主力浄水場である柴島浄水場構内に位置する東淀川浄水場の立地特性により、浄配水場に係る運転管理の一元化、浄水処理及び水質管理の一体化、排水処理施設の共用等、上工水一体によるシステムが既に市によって構築されているため、市への委託を原則とし、詳細な実施手法に関し、市と運営権者との協議、合意のもと、業務委託契約を締結するものとする。

また、運営権者が実施する場合は、事業を開始するまでに、運営権者自らが、工業用水道単独の運転管理システムを構築する。詳細は、要求水準書（案）に記載している。

ウ 管路の管理運営に関する業務

- (ア) 管路管理計画の策定
- (イ) 管路管理計画の運用・管理
 - ・管路管理実施体制の構築
 - ・状態監視保全
 - ・更新
 - ・末端管路の管理、撤去
 - ・工業用水道管路の機能分類の変更
- (ウ) 維持保全
 - ・配水設備の維持管理
 - ・断通水作業等
 - ・他企業工事への対応
- (エ) 緊急修繕
 - ・突発漏水等への対応
 - ・水圧・水質異常、異物漏出、出水不良時の対応
 - ・水圧調査
 - ・第三者破損発生時の対応
- (オ) 支障移設関連
 - ・道路工事に伴う支障移設等
 - ・依頼に基づく支障移設等

エ お客さまサービスに関する業務

(ア) 営業に関する業務

- ・お客さまサービスの設定及び契約細目の作成
- ・給水収益や新たな収入源の確保
- ・各種受付、問い合わせ対応
- ・水道メーター点検
- ・利用料金の収納
- ・利用者情報のシステムによる管理
- ・情報発信
- ・水道事業からのバックアップ対応
- ・工業用水の断水等に関する啓発活動

(イ) 水道メーターに関する業務

- ・水道メーターの管理
- ・水道メーターの検査

オ 災害及び事故への対応に関する業務

(ア) 災害への対応に関する業務

- ・事業継続計画の策定
- ・災害への対応業務
- ・災害に備えた活動
- ・他事業体の施設復旧支援

(イ) 事故への対応に関する業務

- ・各種事故対応マニュアルの策定
- ・事故への対応業務

(2) 附帯事業

本運営事業として、特定事業と一体的に実施することを義務付ける給水施設に関する業務（使用開始・中止の工事申込受付、設置・撤去工事の設計及び施工、内部施設の確認・上水道等との誤接合防止、給水施設の緊急修繕、給水の異常時等の対応）をいう。

(3) 任意事業

利用者の工場内設備の保守や受水槽等関連設備の設置、リース事業等、運営権者が、お客さまサービス等を通じて特定事業の経営に資するものと自ら判断して実施する業務をいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。

任意事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲であるとともに、運営権設定対象施設の機能を阻害しないものとして、事前に市の承認を得たうえで、運営権者自ら、又は運営権者の子会社もしくは関連会社（以下「運営権者子会社等」という。）と協力して実施することができる。

また、特定事業及び附帯事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じ、その経理にあたっては特定事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

なお、本運営事業用地及び施設を活用する場合は、市と運営権者が締結する市有財産賃貸借契約に基づく有償貸付による事業であることに留意すること。

8 事業期間・運営権の存続期間

(1) 本事業期間

本事業期間は、運営権者が事業法第3条第2項に規定する事業に関する経済産業大臣の許可及び事業法第17条第2項に規定する供給規程に関する経済産業大臣の認可を受けること、事業計画書が要求水準等に適合していると市による確認を受けること等の実施契約で定める本事業の開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、令和14年3月31日（(2)の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。

本事業開始日以降に、実施契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を実施契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は、令和4年4月1日を予定している。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

(2) 本事業期間の延長

運営権者は、本事業終了日の2年前までに、(3)の範囲内で運営権者が希望する期間だけ、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合、市は運営権者

と本事業期間の延長に係る条件等の協議を行い、両者の合意により本事業期間を延長する（以下、かかる期間延長を「オプション延長」という。）。この場合の延長の実施は1回に限る。

また、上記の延長とは別に、自然災害等の不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要がある等の実施契約書（案）に定める事由が発生した場合は、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により運営権の存続期間の範囲内で両者が合意した期間に限り、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。この場合の延長の実施は、一度に限るものではない。

本事業期間の延長を実施する場合は、市は、当該延長期間に係る要求水準書を改めて定めるとともに、運営権者は、当該延長期間に係る事業計画書を市に提出するものとし、運営権者から市への対価の追加的支払いの有無について、市と運営権者は協議を行う。

（3）運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から本事業終了日までとし、運営権は、本事業終了日をもって消滅する。

なお、運営権の存続期間は、（2）に定める本事業期間の延長があつた場合であっても、令和24年3月31日を超えることができない。

（4）本事業期間終了時の取扱い

ア 事業終了の手続き

運営権者は、本事業終了日までに、事業法第9条第2項に規定する事業廃止の許可を受けなければならない。

イ 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

ウ 業務の引継

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継は、原則として、本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の

作成等本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

9 運営権者が受領する権利及び資産等

本事業開始日までに運営権者が受領する権利等は、(1)のとおりである。また、運営権者が希望した場合に、市と内容を協議、確定し、本事業開始日までに契約を締結したうえで受領する権利等は、(2)のとおりである。

(1) 運営権者が受領する権利等

ア 運営権

本運営事業を行うために必要となる、市工業用水道事業の事業用資産の総体（ただし、市水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除き、本事業期間中に市が更新等をした施設を含む。）に設定される運営権。

イ 行政財産の目的外使用許可

5の運営権設定対象施設には、市が第三者に対し地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の目的外使用許可をしている場合があるが、当該目的外使用許可は本事業開始日以降も市において継続して許可する可能性がある。また、本事業開始日以降、市は運営権者と協議のうえ、新たに許可することがある。

ウ 機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産

本事業の運営に必要となる機材及び備品等。

(2) 運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約を締結し受領する権利等

ア 土地及び施設等の使用权

(ア) 土地の使用权

本運営事業用地は全て地方自治法第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。運営権者が本運営事業用地を本運営事業のために使用するにあたっては、PFI法第69条第6項及び第71条第2項に基づき、行政財産を無償で貸し付けるものとし、実施契約のほかに市有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

一方、運営権者が7(3)に定める任意事業を行う場合には、市と運営権者は市有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本運営事業用地を使用できるようにする。

(イ) 施設の使用权

運営権者が、5の運営権設定対象施設を本事業のために使用するにあたっては、市は、P F I 法第20条及び実施契約に基づき、運営権者から当該施設に係る修繕費及び減価償却費相当額を徴収するものとする。

10 市職員の派遣要請

運営権者は、本運営事業の円滑な立ち上げと着実な業務の遂行のため、P F I 法に基づき市に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件は、市の水準を基本とし、その費用については運営権者の負担とすることとし、応募者は、それらを含む詳細について競争的対話等において確認することができる。

11 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い

本事業開始日の前日までに市が締結し、履行が終了していない工事に係る請負契約については、本事業開始日以降も市が引き続き当該契約の当事者となる。

その他の業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし、運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継するものとする。ただし、当該契約に係る代金のうち、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。

12 市が実施している業務との連携

運営権設定対象施設又はそれ以外で、本事業開始予定日までに履行が終了していない工事、施設撤去工事、上水道の配水管更新及び維持修繕等、市が実施している工事について、双方の業務が円滑に行えるよう、運営権者は、市と適宜調整を行う。

13 更新等を行った施設の所有

運営権者が新たに更新等をした市工業用水道事業に係る施設の所有権は、市に属する。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定のスケジュール等

市は、次の表のスケジュール（予定）に沿って、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定することとし、令和3年以降の詳細なスケジュールについては、資格審査の合格者（以下「資格合格者」という。）に追って通知する。なお、応募状況等によりスケジュールを変更する場合がある。当該スケジュールを変更する場合は、応募者に通知するとともに、市ホームページ掲載等により公表する。

時期（予定）	内 容
令和2年10月29日	・募集要項、要求水準書（案）、モニタリング計画（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）等の公表
10月30日	・募集要項等に関する説明会 ・募集要項等に対する質問等の受付開始 （1）参加資格の要件に対する質問等 （受付期限：11月9日 回答：11月27日） （2）参加資格の要件以外に対する質問等 （受付期限：11月16日 回答：12月下旬） ・応募前意見交換の受付開始（期限：11月16日）
12月中旬	・応募前意見交換
令和3年1月8日	・資格審査書類の受付期限
1月21日	・資格審査結果の通知
2月～4月	・競争的対話等の実施
6月上旬	・事業提案審査書類の受付期限
～令和4年3月	・優先交渉権者の選定（令和3年7月を目途） ・基本協定の締結 ・市議会に運営権の設定等に関する議案を提出 （令和3年9月～10月を目途） ・運営権の設定 ・実施契約の締結

	・運営権者による経済産業大臣への許認可申請等 (事業許可、供給規程認可、給水開始前届出)
令和4年4月	・本事業開始

2 公募手続き等

(1) 募集要項等に関する説明会

市は、民間事業者を対象に、募集要項等の記載内容について概要を説明し、質問を受け付ける。

ア 概要

開催日時 令和2年10月30日(金) 午前11時

開催場所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号 ヴィアール大阪

対象者 本事業への参画を検討している民間事業者

イ 申込方法

参加を希望する民間事業者は、令和2年10月23日(金)付で市ホームページに掲載した「大阪市工業用水道特定運営事業等 募集要項等に関する説明会の開催について」に従って申し込むこと。

(2) 募集要項等に対する質問等の受付

ア 質問等の受付

市は、本事業への参画を検討している民間事業者から、募集要項等の記載内容について質問等を受け付ける。なお、民間事業者が資格審査の申込に係る検討を先行して実施できるよう、3(2)に規定する参加資格の要件に関する事項と、参加資格の要件以外に関する事項について、それぞれ質問受付及び回答を実施する。

(ア) 受付期間

- ・参加資格の要件に対する質問等

令和2年10月30日(金)から

令和2年11月9日(月)午後5時30分まで(必着)

- ・参加資格の要件以外に対する質問等

令和2年10月30日(金)から

令和2年11月16日(月)午後5時30分まで(必着)

(イ) 提出方法

募集要項等に関する質問等を具体的かつ簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書【様式1-①】」に記入し、担当部局へ電子メールにて提出すること。市は、電子メールによる提出以外での質問には一切応じない。

イ 応募前意見交換

本事業は、運営権者が国の許可を受けた工業用水道事業者として事業を実施するものであり、いずれ運営権者となる民間事業者には、本事業についての十分な理解のもと、事業者としての経営方針等について提案していただく必要がある。

そのため、本事業への応募を受け付ける前に、応募を検討する民間事業者を対象に、市との意見交換を実施する。

具体的には、アで民間事業者から受け付けた参加資格の要件以外に対する質問のうち、当該民間事業者が高い関心をもつ事項について、意見交換を行うものとする。

なお、本意見交換への参加は任意とし、参加の有無が、当該民間事業者が属する応募者の選定に影響を及ぼすことはない。

(ア) 受付期間

令和2年10月30日（金）から

令和2年11月16日（月）午後5時30分まで（必着）

(イ) 提出方法

参加を希望する民間事業者は、「応募前意見交換参加申込書【様式1-②】」を担当部局へ電子メールにて提出すること。市は、電子メールによる提出以外には一切応じない。

なお、同一のグループとして応募を検討している民間事業者は、同時に意見交換することを基本とし、各民間事業者が提出する申込書には、同一のグループに属する他の民間事業者名も記載すること。ただし、本意見交換に参加した際のグループの構成と、実際の応募者の構成について一致を求めるものではない。

(ウ) 実施予定日

意見交換の実施は令和2年12月中旬を予定し、実施日時や時間については、(ア) 受付期間の終了後、市から通知する。なお、意見交換に要する時間は、受付状況及び同時に参加する民間事業者数を考慮した上で設定する。

ウ 回答の公表

市は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に対する質問等への回答を、市ホームページ掲載等により公表する。

また、応募者が資格審査の申込にあたって早期に了知する必要があると判断される質問等に対して、市は、回答公表予定日前に回答を公表することがある。

なお、本公募の公平性を期すため、市は、質問者へ直接の回答を行わない。

(回答公表予定)

- ・参加資格の要件に対する質問等
令和2年11月27日（金）
- ・参加資格の要件以外に対する質問等
令和2年12月下旬

(3) 資格審査

資格審査に申し込む応募者は、作成要領及び様式集に則り、資格審査書類を作成し、市へ提出する。なお、参加資格の要件を満たさない応募者は、失格となる。

ア 受付

受付期間 令和2年12月24日（木）から
令和3年1月8日（金）午後5時30分まで（必着）

申込方法 「公募参加申込書【様式4】」から「構成企業に求められる実績を証する書類【様式8-②】」まで（各様式に関する添付書類を除く。）を担当部局へ事前に電子メールにより送信したうえで、提出期限までに原本を送付すること。

イ 資格審査結果の通知

市は、応募者に対して資格審査の結果を令和3年1月21日（木）までに通知する。

(4) 競争的対話等の実施

市は、資格審査終了後、資格合格者に対し、市と資格合格者との間で本公募内容、要求水準等の理解について齟齬を生じさせないようにすること、提案における要求

水準未達成を防ぐこと等を目的として、事業提案審査書類の受付までの間に、競争的対話（ウ及びエをいう。）等を実施する。

競争的対話等に係る日程等の概要については、資格合格者に対し、資格審査の結果に係る通知後速やかに示すこととし、次のとおり実施する予定である。

- ア 資格合格者による浄水場等の現場調査
- イ 資格合格者から市への、現状の業務内容等に関するヒアリング
- ウ 市と資格合格者との間での意見交換（資格合格者ごとに複数回を予定）
- エ 市による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

（5）事業提案審査

ア 事業提案審査書類の受付

資格合格者は、作成要領及び様式集に則り、事業提案審査書類を担当部局へ提出する。資格合格者のうち事業提案審査書類を提出する者を「本審査参加者」とし、事業提案審査書類の提出後、市は、本審査参加者による提案に係るプレゼンテーションを実施することを予定している。なお、募集要項、要求水準書（案）及びモニタリング計画（案）の内容を満たさない本審査参加者は、失格となる。

受付期限 令和3年6月上旬

提出方法 担当部局へ持参すること。

イ 事業提案審査結果の通知

市は、事業提案審査の結果を、本審査参加者に対して、令和3年7月を目途に通知する。

3 応募者の参加資格要件

（1）応募者の構成

ア 応募者は、2以上の法人によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、構成する法人の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

イ コンソーシアムを構成する企業（以下「構成企業」という。）から代表企業を定めるとともに、代表企業を除く構成企業は、「公募参加申込等に関する委任状【様式6】」を市へ提出し、代表企業が応募手続き及び市との連絡調整等を担当するこ

ととする。

ウ 構成企業は、優先交渉権者に選定された際には、SPCに出資するとともに、本議決権株式（実施契約書（案）で示す本議決権株式をいう。）の全ての割当ては、構成企業のみで受けるものとする。なお、代表企業は、単独で最大出資比率を有する者とし、本事業期間中、最大出資比率を維持し続けなければならない。

エ 資格審査書類の提出以降、構成企業が、本公募に参加を予定する他のコンソーシアムに同時に属すること及び他のコンソーシアムに移ることを認めない。

オ 資格審査書類の提出以降、代表企業の変更又は代表企業を除く構成企業の変更若しくは離脱は、原則として認めない。ただし、代表企業を除く構成企業を変更又は離脱せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市が当該事情を検討のうえ、認めた場合に限り、構成企業を変更又は離脱することができる。なお、構成企業を追加する場合は、応募者は、事前に市の承認を得なければならない（ただし、他のコンソーシアムに属していた構成企業は認めない）。

カ 構成企業が以下の事項のいずれかに該当する場合、市へ速やかに通知しなければならない。

- ・（２）の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・構成企業を支配している者が変更された場合
- ・新たに第三者に支配された場合

なお、支配とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）第1条に規定する特定支配関係又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社、親会社の関係を指す。

（２）参加資格

応募者は、各参加資格の要件を全て満たす必要がある。

ア 資格要件

構成企業は、次に掲げる全ての資格要件を満たす必要がある。

（ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (イ) P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 資格審査書類提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (オ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく停止措置又は入札等除外措置を受けていない者であること。
- (カ) 市に納税義務を有する者は、大阪市税及び大阪府税を滞納していない者であること。市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (キ) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (ク) 資格審査書類提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っていない者であること。
- (ケ) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第 2 条第 1 項各号に規定する外郭団体でないこと。
- (コ) 大阪市 P F I 事業検討会議（4（2）参照。以下「検討会議」という。）の委員が属する組織若しくは企業と関連がない者又はその組織若しくは企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- (サ) 第 1 - 2 で示す公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者（会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- (シ) 「大阪市水道 P F I 管路更新事業等（以下「管路更新事業」という。）」における公募のアドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、管路更新事業における公募のアドバイザーは、次のとおりである。
 - E Y 新日本有限責任監査法人
 - アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 - 株式会社 N J S
 - 株式会社 パスコ
 - 水道技術経営パートナーズ株式会社

- (ス) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (セ) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条第1項第2号に該当しない者であること。

イ 実績要件

代表企業は、(ア)及び(イ)のうち、一つ以上の要件を満たす必要がある。また、代表企業又はコンソーシアムの他の構成企業には、(ウ)及び(エ)を満たす企業が含まれている必要がある。ただし、(ウ)及び(エ)には、資本面又は人事面において一定の関連のある者の実績であっても認める。

- (ア) 日本国内の国、地方公共団体又は水道事業者等（水道法第2条の2第1項の「水道事業者等」をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法第2条第5項の「工業用水道事業者」をいう。）を管理者とし、事業期間が10年以上である、PFI法に基づく事業において、代表企業又はコンソーシアム構成員としての実績（実施中の事業も含む。）を有していること。
- (イ) 国の許認可に基づくライフライン（水道、工業用水道、電気、ガス、通信等）事業者として、事業を行った実績を有していること。
- (ウ) 平成27年度以降、日本国内の水道事業者等及び工業用水道事業者を管理者とする、浄水施設（給水能力が日量10万立方メートル以上）に係る維持管理に関する業務の実績を有していること。
- (エ) 平成27年度以降、日本国内の水道事業者等及び工業用水道事業者を管理者とする、管路の維持管理に関する計画策定業務の実績を有していること。

ウ 代表企業の資格要件

代表企業は、資格審査書類提出の日において、資本金15億円超であること。

エ 応募アドバイザー

構成企業又はコンソーシアム（以下「構成企業等」という。）は、ア（カ）から（ス）までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザー（以下「応募アドバイザー」という。）に起用してはならない。ただし、E Y新日本有限責任監査法人からアドバイザー業務を再委託されている、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、株式会社N J S、株式会社パスコ及び水道技術経営パートナーズ株式会社については、構成企業等が「応募アドバイザーに関する誓約書【様式5-②】」を市へ提出した場合に限り、起用することを妨げない。

また、上記により応募アドバイザーに起用される者は、「応募アドバイザーにおける情報管理に関する誓約書【様式5-③】」を提出しなければならない。

4 優先交渉権者の選定手続き

（1）募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

（2）審査体制

優先交渉権者の選定にあたっては、専門的知見及び評価の客観性を担保するため、市は、学識経験を有する者等により構成された検討会議の意見を踏まえたうえで、選定する。

検討会議は、事業提案審査において応募者の提案内容を確認し（プレゼンテーションに参加）、優先交渉権者の選定等について市に対し意見を述べる。なお、検討会議は、非公開とし、委員の構成は、次表のとおりである。

事務局は、担当部局が担当し、公募アドバイザーが補助する。

<大阪市PFI事業検討会議 委員>

座長	佐野 修久	大阪市立大学大学院都市経営研究科教授
座長代理	伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
委員	市川 裕子	弁護士
委員	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
委員	田中 智泰	近畿大学経営学部教授

※ 本事業に関する、各委員への問い合わせや働きかけ（金銭、物品の贈与や接待等を含む。）といった、検討会議の公正性を損なう行為は禁止する。また、これらの行為をした者は、本事業への参加を認めない。

（３）審査方法

審査方法については、次のとおりとする。なお、詳細については、優先交渉権者選定基準にて示すとおりである。

ア 資格審査

市において、応募者の参加資格要件の充足を確認する。

イ 事業提案審査

市において、審査及び評価を行う。

事業提案審査は、優先交渉権者選定基準に基づき、本審査参加者から提出された事業提案審査書類の書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ行う。

市は、審査及び評価を実施し、検討会議の意見を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。ただし、本審査参加者が1者である場合、市は次点交渉権者を選定しない。

（４）審査結果の公表

市は、事業提案審査の結果等について、優先交渉権者の選定後速やかに市ホームページ掲載等により公表する。

（５）特定事業の選定の取消し等

事業者の募集及び選定において、応募者がいない場合又は経営基盤の強化が見込めない等、本事業が適切に遂行される見通しがないと市が判断した場合、公募開始後であっても優先交渉権者を選定せず、市は、特定事業の選定を取り消すことがある。

市は、その旨を市ホームページ掲載等により公表する。

5 優先交渉権者選定後の手続き

（１）基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて調整された基本協定書（案）に従い、市

と速やかに基本協定を締結しなければならない。

市との協議にもかかわらず、優先交渉権者が基本協定の締結に速やかに応じない場合又は基本協定締結後に実施契約締結の見込みがないことが明白な場合には、市は、審査及び選定での決定順位に従い、次点交渉権者を選定している場合は、その者を優先交渉権者として、基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には原則として応じない。

（２）ＳＰＣの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結からP F I法第19条第4項に規定する運営権設定に係る議案の市議会提出前であって市が定める日までに、本事業を実施するS P Cとして、会社法に規定する株式会社を市内に設立しなければならない。なお、本事業期間中は、その本社所在地を市外に移転させてはならない。

（３）事業計画書（素案）の提出

優先交渉権者は、事業提案書に基づき、市からの開示資料を活用して、全体事業計画書（素案）を作成し、市が市議会への運営権設定に関する議案を提出前であって市が定める日までに市へ提出しなければならない。なお、当初の中期事業計画書（素案）及び単年度事業計画書（素案）についても同様とする。

その他、事業計画書の詳細については、実施契約書（案）に示すとおりである。

（４）供給規程の作成

優先交渉権者は、運営権者と利用者との供給契約の内容を示すものとして、事業法その他関係法令に基づき、利用料金、給水施設工事の費用の算出方法や負担区分等、及びその他の供給条件について定めた供給規程を作成する。

なお、作成にあたっては、内容等について市と十分に協議を行う。

（５）準備行為

優先交渉権者又はS P Cは、本事業開始に向けた準備行為の一環として、基本協定締結以降に市と協議のうえで現地調査を実施できる。

（６）運営権の設定に関する議案提出、登録

市は、P F I法第19条第4項に規定する運営権設定に関する議案を、令和3年9

月から10月を目途に市議会定例会に提出する予定である。市議会の議決を経た後、SPCに対して運営権を設定する。

当該運営権を設定された運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権を設定登録する。

（7）実施契約の締結

市が（6）の運営権を設定したうえで、市と運営権者は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）に従い、速やかに実施契約を締結する。なお、市は、実施契約書（案）の修正には原則として応じない。

市は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項により、運営権を設定した旨等及び実施契約の内容を市ホームページ掲載等により公表する。

（8）事業許可の取得

運営権者は、実施契約の締結及び運営権の設定登録後、経済産業大臣に対し、事業法第3条第2項に基づき、事業許可申請を行い、本事業開始予定日までに事業許可を取得する。市は、運営権者が行う許可取得の手続きに協力するものとする。

（9）供給規程認可の取得

運営権者は、作成した供給規程について、本事業開始予定日までに事業法第17条第2項に基づき経済産業大臣の認可を取得し、市と十分に協議をしたうえで、利用者に周知する。

なお、供給規程に定める供給条件を変更しようとする場合も同様とする。

また、運営権者は、本事業開始予定日までに、経済産業大臣に事業法第13条の給水開始前の届出を行う。

（10）譲渡又は貸与対象資産等の授受

運営権者が第2-9（1）に掲げる権利等を受領するにあたって、または、運営権者が第2-9（2）に掲げる権利等を受領する場合、市と運営権者は、当該受領に係る契約を本事業開始予定日までに締結し、運営権者は、本事業開始日に譲渡又は貸与対象資産等を市から授受する。

上記手続き（第2-9（1）エ及び第2-9（2）に掲げる権利等に限る。）については、市が算出する予定価格以上で有効な見積書を運営権者が提出した場合に、

譲渡又は貸与契約を締結し、その他必要な手続き及び対価支払いを経たうえで、運営権者は、対象資産を市から授受する。

(11) 給水契約の承継

運営権者は、経済産業大臣の事業許可及び供給規程の認可を取得し、市と利用者の給水契約について、本事業期間中は運営権者が承継するものとして、利用者に対して、当該契約の承継に関する同意を得ること。

(12) 事業の開始

運営権者は、第2-11の業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約並びに第2-7(1)特定事業及び(2)附帯事業に係る業務引継ぎを完了し、実施契約に基づき支払期限の到来した運営権対価(第4-3(2)イ(イ)参照)を市に支払い、譲渡又は貸与対象資産等の授受等の実施契約上の義務を履行したうえで、本事業を開始する。

6 応募に関する留意事項

(1) 応募の前提

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

イ 費用負担等

本公募における全ての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

なお、スケジュール等公募内容の変更により市及び応募者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

ウ 書面主義

本公募に関して、市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。

エ 通貨及び単位

市への提案書類、質問及び回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

オ 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、資格審査の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与

ア 守秘義務対象資料

市は、本公募の各段階に応じて、誓約書等必要書類を提出した者を対象に開示する資料（以下「守秘義務対象資料」という。）を貸与する。なお、当該誓約書に基づく守秘義務の範囲は、市が開示する資料全てに及ぶものとする。

守秘義務対象資料の追加又は修正が発生した場合、市は、当該資料の貸与を受けた者に対し、追加又は修正された守秘義務対象資料を適宜送付する。

イ 貸与の時期

市は、次の時期に守秘義務対象資料を貸与する。

(ア) 募集要項等公表時（第一次）

市は、民間事業者が本事業への参画を検討し、事業提案書等を作成するにあたって必要となる情報を次のとおり貸与する。

対象者	本事業への参画を検討している民間事業者
受付期限	令和2年12月23日（水）午後5時30分まで
申込方法	「関心表明書兼開示資料貸与申込書【様式2-①】」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書【様式2-②】」に必要事項を記入及び捺印し、担当部局へ送付すること。
貸与方法	誓約書等の内容に不備がないことを確認したうえで、市は、速やかに守秘義務対象資料（第一次）を送付する。

(イ) 資格審査結果の通知後（第二次）

市は、資格合格者が事業提案書等を作成するにあたって必要となる、守秘性の高い情報を次のとおり貸与する。

対象者	資格合格者
-----	-------

貸与方法 市は資格審査結果の通知後速やかに守秘義務対象資料（第二次）を送付する。

(ウ) 優先交渉権者選定後（第三次）

市は、優先交渉権者との基本協定を締結した後、優先交渉権者が本事業の実務を実施するにあたって必要となる情報を貸与する。

ウ 守秘義務対象資料の破棄

守秘義務対象資料の貸与を受けた者は、誓約書の定めに従い、使用を終えた時点で責任を持って当該資料を破棄し、「貸与を受けた開示資料の破棄報告書【様式3】」を担当部局へ速やかに送付すること。

(3) 応募者の提案書類

ア 提案書類の作成方法

応募者は、作成要領及び様式集に則り、書類を作成する。

イ 提案書類の取扱い

市へ提出された提案書類の取扱いは、次のとおりとする。なお、提案書類は応募者へ返却しない。

(ア) 著作権及び提案書類の公開

提案書類の著作権は、当該書類を提出した者に帰属する。ただし、市が審査結果の公表その他本事業に関して必要と認める範囲内において、市は、提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び選定されなかった応募者からの提案書類を含む。）を無償で使用することができる。

また、市は大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、請求者へ提案書類を公開する場合がある。なお、提案書類のうち、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が判断した箇所については、公開しない。

(イ) 提案書類中の第三者の特許権等

応募者は、提案書類において、第三者の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されるもの）の対象となっている工事材料、施工方法、指示管理方法等を使用した結果生じる責任を負う。

(ウ) 提案内容の矛盾

提案書類における文言等による記載内容と、提示図面又はイメージ図その他記載内容等の間において矛盾がある場合、市の解釈によるものとする。

(エ) 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が事業提案審査において市へ提案した内容については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問に関する回答についても同様に取り扱う。

(4) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する一切の資料については、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ア 3(2)を満たさない者が応募したとき
- イ 提案書類が不足しているとき
- ウ 提案書類が作成要領及び様式集に則って記載されていないとき
- エ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- オ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- カ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- キ 2通以上の異なる提案書類を提出したとき
- ク 所定の手続きを除き、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき
- ケ 所定の手続きを除き、本事業の選定に関し、検討会議委員に接触したとき
- コ 応募手続において不正な行為があったとき
- サ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担

運営権者は、工業用水道事業全般にわたり、工業用水道事業者として権限と責任を有するため、実施契約等に特段の定めのない限り、自主性と創意工夫をもって本運営事業を遂行するうえで生じる一切のリスクを管理する。

なお、本運営事業に係る個別のリスクにおける具体的な分担内容については、実施契約書（案）に示すとおりである。

2 対象業務における要求水準

市は、本事業期間において、事業運営、施設の適切な管理運営、お客さまサービス、災害及び事故への対応等、実施契約に基づき本事業を適正に実施するにあたってのサービス水準として、要求水準書を定める。

運営権者は、要求水準書に記載される要求水準はもとより、要求水準を踏まえて作成する事業計画書を遵守し、本事業を実施しなければならない。

3 利用料金及び運営権対価に関する事項

(1) 利用料金等の考え方

本運営事業におけるPFI法第2条第6項に規定する利用料金は給水料とする。

また、事業法に基づき、工業用水の料金以外でその費用の負担区分等を供給規程に定めることとされている収入について、運営権者はその負担区分及び算定方法等を供給規程に定めなければならない。その上限等、市が定める基準の詳細は、実施契約書（案）を参照すること。

(2) 利用料金及び運営権対価の設定及び提案

ア 利用料金の設定

(ア) 利用料金に係る給水料の額は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額に100分の110を乗じて得た額とすることを基本とする。ただし、1円未満の端数金額があるときの端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律61号）を準用し、その端数を切り捨てる。

・ 1月の責任使用水量が30立方メートルを超える場合

責任使用水量に対する分	1立方メートルにつき 35円
超過流量（運営権者が定める時間における使用水量（以下瞬間使用水量という。）が当該時間当たりのその月の責任使用水量（以下瞬間責任使用水量という。）を超えた場合における当該瞬間使用水量のうち瞬間責任使用水量を超える部分をいう。以下同じ。）に対する分	1立方メートルにつき 70円

・ 前記以外の場合

責任使用水量に対する分	1立方メートルにつき 35円
使用水量のうち責任使用水量を超える部分に対する分	1立方メートルにつき 70円

- (イ) (ア)の方法による利用料金の算定にあたって、運営権者は1月の責任使用水量を決定し、利用者に通知する。責任使用水量の決定については、実施契約書（案）を参照すること。
- (ウ) (ア)の方法による利用料金の算定にあたって、1月の使用水量がその月の責任使用水量に満たない場合には、その月に当該責任使用水量を使用したものとみなして(ア)の算定方法を適用する。
- (エ) 本事業期間中、運営権者は、(ア)による利用料金の設定を基本とする他、利用者が水使用形態に応じて選択できる新たな利用料金を別途定める場合、使用水量が同一条件下で、新たな利用料金により算定した年間給水料は、(ア)により算定した年間給水料を超えないように設定しなければならない。詳細は、実施契約書（案）を参照すること。
- (オ) 運営権者は、(ア)から(エ)による利用料金を利用者から直接収納する。

イ 利用料金及び運営権対価の提案

- (ア) ア(エ)に基づく新たな利用料金は、事業提案書提出（第3-6(3)参照）の際に応募者から提案を受ける。

また、本事業期間中においても、運営権者はア(エ)による新たな利用料金の算定方法を提案することができる。ただし、本事業期間中に提案し、新た

に実施する場合は事前に市と協議を行う。

詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

- (イ) 本運営事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）は、事業提案書提出（第3-6(3)参照）の際に応募者から提案を受けるものとし、その最低額は5億円とする。

運営権対価の額の提案にあたっては、本事業期間中に効率的な事業運営を行った場合の経営シミュレーションを行い、本運営事業の価値を適切に評価して算出することとする。

運営権者は、当該運営権対価を、実施契約に定める方法により、市へ支払うこととし、支払にあたっては、消費税及び地方消費税を別途支払うこととする。

4 事業の費用負担に関する事項

(1) 運営権者が実施する本事業に要する費用

本事業の実施に要する費用は、以下に示すものを除き、工業用水道事業者たる運営権者による負担を原則とする。詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

ア 特定事業

- (ア) 更新等に関する費用は、当初計画で見込んだ工事費を算定の基礎とし、当該工事費から、本事業期間終了時の減価償却累計額相当額を控除した残存簿価相当額を市が負担する。（以下「一部負担金」という。）

また、当該工事費について、国庫補助金や第三者による費用負担等を受けられる場合は、その金額を考慮したうえで、一部負担金を算定する。

市は、一部負担金の額を、運営権者が実施した更新等工事の事業量実績（竣工した工事量等）に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う。（部分的に前払する場合もある。）

なお、水道メーターについては、市は取替資産として扱っており、一部負担金の対象は、使用開始に伴う水道メーターの設置のみとし、金額は水道メーターの取得価額を算定の基礎とする。

- (イ) 第三者からの依頼に基づく配水設備の支障移設工事に関する費用は、当該第三者と別途締結する契約等において、負担者を定める。なお、運営権者が負担する場合、支障移設工事が更新にあたる場合は、一部負担金の対象となる。

- (ウ) 末端管路の撤去に関する費用は、完成検査の合格したものに対して、公共

積算等に基づき市が定める撤去単価に従い算出し、市が運営権者に支払う。
なお、整備対象の路線及び時期については、市と運営権者で協議し、市工業
用水道事業会計に対する経営収支への影響に配慮して定める。

イ 附帯事業

(ア) 給水施設（水道メーターは除く。）の設置・撤去工事及びこれらに附随する費用は、供給規程に工事申込者が負担することを定めたうえで、当該申込者が負担する。なお、運営権者が自らの判断においてこれを負担することを妨げない。

(イ) 給水施設の漏水時の緊急対応・修繕に要した費用のうち、道路部分は運営権者が負担し、利用者の敷地内部は当該利用者が負担する。なお、運営権者が自らの判断においてこれを負担することを妨げない。

(2) 20条負担金

運営権者は、PFI法第20条に基づき、本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等をした運営権設定対象施設及び本事業開始日の前日までに市が契約を締結し、本事業開始日以降も市が建設又は更新等を行い、竣工した運営権設定対象施設の本事業期間中の減価償却費相当額を負担する。

市は、20条負担金の額を、各年度における市の減価償却費に基づき確定させ、運営権者は、毎年度末、金銭にて市に支払う。

(3) 運営権を設定しない施設等に関する費用

運営権者は、市水道事業や他事業体と共有又は共用し、運営権を設定しない施設等のうち、本事業の実施のために使用する施設等に関する修繕費や減価償却費相当額等を負担する。詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

5 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が、健全経営のもと、実施契約に定められた業務を確実に履行し、要求水準を安定的に充足しているか等を確認するため、運営権者によるセルフモニタリング及び市によるモニタリングを実施し、外部有識者機関から市によるモニタリングの妥当性について、客観的かつ専門的な知見に基づく検証や意見具申を受ける。

なお、モニタリング及び要求水準未達時の措置等の詳細については、モニタリング計画（案）に示すとおりである。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設の内容

(1) 運営権設定対象施設の立地に関する事項

本運営事業の施設の所在地は、次の表に掲げるとおりである。

運営権設定対象施設の所在地

運営権設定対象施設	所在地
東淀川浄水場	大阪市東淀川区柴島1丁目3番14号
桜宮配水場	大阪市都島区網島町11番9号先
鶴見配水場	大阪市鶴見区横堤4丁目29番60号
北港加圧ポンプ場	大阪市此花区北港2丁目4番
工業用水道の配水管網の総体	大阪市内一円

(2) 運営権設定対象施設の規模に関する事項

本運営事業の施設の規模は、次の表に掲げるとおりである。

運営権設定対象施設の規模

水源	淀川（表流水）		
給水能力	151,000 m ³ /日		
取水施設	取水口	1基	
	沈砂池	2池	
	取水ポンプ	4台（1棟）	
浄水施設	混和池	3池	
	沈澱池	3池	
	薬品注入設備	1式	
排水処理施設	脱水機	上水と共用	
配水施設	配水池	東淀川浄水場	3,460 m ³ （2池）
		桜宮配水場	1,950 m ³ （2池）
		鶴見配水場	12,520 m ³ （4池）
		合計	17,930 m ³ （8池）
配水ポンプ	東淀川浄水場	6台（内2台休止）	

	桜宮配水場	3台
	鶴見配水場	5台（内2台休止）
	合計	14台（3棟）（内4台休止）
加圧ポンプ	北港加圧ポンプ場	3台

2 土地の使用に関する事項

本運営事業用地は全て地方自治法第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。運営権者が本運営事業用地を本運営事業のために使用するにあたっては、P F I 法第69条第6項及び第71条第2項に基づき、行政財産を無償で貸し付けるものとし、実施契約のほかに市有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

一方、運営権者が7（3）に定める任意事業を行う場合には、市と運営権者は市有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本運営事業用地を使用できるようにする。